

# 益子町定員管理計画

---

令和8年3月

栃木県益子町

## (目次)

### 1 策定にあたって

### 2 これまでの取組状況

### 3 今後の定員管理の方針

(1)取組方針等

(2)定員管理の目標

(3)進捗管理の方法

## 1 策定にあたって

本町においては平成 17 年度に「益子町集中改革プラン」を策定し、事務事業の再編や組織機構改革などの行政改革を進め、定員管理として数値目標を設けました。

この集中改革プランは、平成 21 年度から平成 27 年度にかけて取り組んだ第 4 次行政改革大綱においても継続され、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて取り組んだ第 5 次行政改革大綱においては、第 5 次総合振興計画の目標の一つであった、職員数 154 名を基本とし適正な定員管理を行ってまいりました。

令和 2 年度までは行政改革大綱における「定員管理及び給与等の適正化」の取り組みを定員管理計画として位置づけてまいりましたが、行政改革大綱が令和 3 年度からは町の総合計画である第 3 期ましこ未来計画の政策や財政計画に統合されたため、定数管理の具体的な内容や取組方針、数値目標が明記されなくなりました。そこで、これまでの取り組みに加え、これからの取り組みをより具体的に記載することで、定数管理の適正化に資することを目的に総合計画における個別計画の一つとして、「益子町定員管理計画」を策定することにしました。

このたび、令和 3 年度から令和 7 年度までの取組期間が終了することから、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の定員管理計画を策定するものです。なお、この計画は同時期に策定される、令和 8 年度から令和 12 年度までの益子町総合振興計画 2026-2030 及び令和 8 年度から令和 17 年度までの益子町財政計画と整合性を図るものとしします。

(参考)

## 地方公共団体の定数管理

地方公共団体の職員の定数は、条例で定めることとされています。

### ○地方自治法(抜粋)

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例※でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 略

※益子町は「益子町職員定数条例」で定めている。

### ○地方公務員(一般職員)の種類

正職員

任期付職員

再任用職員(フルタイム勤務)



・職員定数条例で上限を設定  
・定員管理計画により現員数を管理  
(本計画における職員数)

再任用職員(短時間勤務)

非常勤職員(会計年度任用職員など)

臨時的任用職員



・定員管理計画の対象外

## 2 これまでの取組状況

令和3年度から取り組んできた「益子町定員管理計画」による定員管理は、令和7年度における職員数157人とするを基本として定員管理を行ってまいりました。

新たな行政需要や年度の限られたイベントなどがありましたが、早期退職希望者の大幅な増加などにより、令和7年度職員数157人を達成することができませんでした。

なお、部長職と課長職を兼務することや会計年度任用職員を採用することなどで職員の減少分は補うこととしました。

一方、次期計画においては働き方改革や育休取得促進、退職者の対応など新たな課題に対応する必要があると考えられます。

年度別職員数(以降、一部の教育職を除く)

単位：人

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	153	157	155	146	142

※各年度とも4月1日現在の職員数

退職者実績

単位：人

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
退職者	4	6	17	8	9

※各年度における退職者数(教育委員会の割愛職員除く)

職員採用実績

単位：人

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
採用者	8	4	8	4	12

※各年度における採用者数(教育委員会の割愛職員を除く)

## 令和 3 年度以降の新たな行政需要(増減)、新設機構等の経過(主なもの)

※ ( ) 内は要因による増減影響

### 令和 3 年度

- 「土祭 2021」開催(増)
- 観光商工課土祭担当創設(増)
- 観光商工課 DMO 担当創設(増)
- 観光商工課企業誘致推進室創設(増)

### 令和 4 年度

- 「いちご一会とちぎ国体」開催
- ましこ農の学校開設
- 移動図書館運行開始
- 企画課企画係に行政 DX 担当創設(増)
- 観光商工課土祭担当廃止(減)

### 令和 5 年度

- DX 本部設置
- 未来共創拠点施設 (SHIBUYA QWS) 運行開始
- 総務課 DX 推進係創設(増)
- 企画課ふるさと納税係(地域振興担当)創設(増)
- 生涯学習課国体推進係廃止(減)

### 令和 6 年度

- 「町村合併 70 周年記念式典」開催
- 組織機構の見直し(各部課内の改編、一部名称変更・業務移管・統合等)
- 教育次長創設(増)
- 「環境課」を廃して業務を「町民暮らし課」と「農政課」へ移管
- 「住民課」に「環境係」を新設し「町民暮らし課」へ変更
- 「児童家庭係、児童相談担当」を「子育て支援係」へ統合、変更
- 「陶芸メッセ係」から「陶芸美術館係」へ変更し移管

### 令和 7 年度

- 益子町総合振興計画 2026-2030 策定
- デジタル地域通貨アプリ「ましコイン」導入
- 総合政策課未来共創係を観光商工課未来共創推進室へ移管

### 3 今後の定員管理の方針

#### **(1)取組方針等**

今後の本町の定員管理を進めるにあたり、町の総合計画である益子町総合振興計画 2026-2030(令和 8 年度～令和 12 年度)の政策を着実に実施するため、必要な人員を確保することともに、随時発生する制度改正や働き方改革、社会情勢の変化に対応する定員を設定する必要があります。

一方、限られた財源を有効に活用し、引き続き効率的な行政運営を実現するため、民間活力や I C T や D X 等のデジタル技術の活用についても推進していく必要があります。

これらの点を踏まえ、益子町総合振興計画 2026-2030 の策定に合わせて、次のとおり今後の定員管理についての方針を定めます。

#### ○取組方針

将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対して的確に対応していくため、業務量に応じた必要な人員を確保するとともに、業務効率化や既存体制の見直し等により定員の抑制を図ります。

#### ○取組期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 4 月 1 日

#### **(2)定員管理の目標**

行政サービスの確実な提供のため必要な人員を確保するとともに、さまざまな業務見直し等を進めることにより、令和 12 年当初における職員数を令和 7 年度当初と同水準(142 人)に部長職と課長職の兼務を解いた人数 4 人、図書館運営にかかわる職員 3 人、任期付職員制度等の活用による専門的人材 5 人程度を加えた 154 人を目標とします。ただし、人員配置に財源措置があるなど、人件費負担を生じない増員数は除くこととします。

#### **(3)進捗管理の方法**

計画の進捗管理については、益子町総合振興計画 2026-2030 における基本目標 5「未来を見据えた経営をするまち」>政策 2「職員採用・育成による組織力の強化」>施策 1「町の未来を担う職員の採用」の具体的行動として進捗を管理し、益子町総合振興計画 2026-2030 の外部評価委員会に報告し、益子町総合振興計画 2026-2030 の取り組みの一部として公表いたします。